

【自己点検・評価委員会運営細則】

自己点検・評価委員会運営細則

(目的)

第1条 本細則は、法科大学院認証評価事業基本規則第65条に基づき、自己点検・評価委員会の運営に関してその細則を定めるものである。

(議事進行)

第2条 自己点検・評価委員会は、委員長が主宰する。ただし、委員長に事故あるときは、副委員長が委員長代行者となる。

(会議への出席)

第3条 自己点検・評価委員会へは、自己点検・評価委員会委員及び幹事のほか、認証評価会議議長、財団理事長、財団専務理事、財団の担当常務理事及び審議すべき議案に関する説明者、その他委員長が必要と認める者が出席できるものとする。

2 委員長は、必要があるときは、予め説明者等の出席を求めることができる。

(定足数)

第4条 自己点検・評価委員会は、自己点検・評価委員会委員現在数の3分の1の出席がなければ議事を開き議決することができない。

(会議の傍聴)

第5条 会議は非公開とする。ただし、委員長は、委員会に諮った上、会議の一部又は全部について、相当と認める者の傍聴を許すことができる。

2 傍聴人は、傍聴に関して委員長の指示に従うものとし、委員長より退席を命じられた場合には退席しなければならない。

(会議資料の公開)

第6条 会議資料は、非公開とする。

(守秘義務)

第7条 自己点検・評価委員会委員及び幹事は、法科大学院認証評価事業基本規則第4条に定めるほか、自己点検・評価委員会の議事内容についても、守秘義務を負うものとする。

2 前項の守秘義務は、自己点検・評価委員会委員又は幹事退任後も引き

【自己点検・評価委員会運営細則】

続き負うものとする。

附 則

第1条 本細則は、平成30年3月23日に制定し、平成30年4月1日より施行する。